第五十一条中「七課」を「八課」に改め、「環境資源課　電力・ガス事業課」を「環境資源課　エネルギー対策課　石油・ガス課」に改める。

第五十四条第十七号中「環境資源課及び電力・ガス事業課」を「商務通商課、環境資源課、エネルギー対策課及び石油・ガス課」に改め、同条第十八号中「電力・ガス事業課」を「石油・ガス課」に改める。

第五十五条第九号中「電力・ガス事業課」を「エネルギー対策課」に改める。

第五十七条中第七号を削り、同条第八号中「石油、可燃性天然ガス、石炭、亜炭その他の」を削り、「関すること」の下に「（石油・ガス課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同号を同条第七号とし、同条中第九号を第八号とし、第十号から第十二号までを一号ずつ繰り上げ、同条第十三号中「関すること」の下に「（エネルギー対策課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同号を同条第十二号とし、同条中第十四号を第十三号とし、第十五号から第十七号までを一号ずつ繰り上げ、同条の次に次の一条を加える。

（エネルギー対策課の所掌事務）

第五十七条の二　エネルギー対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　省エネルギー及び新エネルギーに関する政策に関すること。

二　エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法（平成五年法律第十八号）の施行に関すること（省エネルギーに関することに限る。）。

三　電気及び熱の安定的かつ効率的な供給の確保に関すること。

四　電気の適正な計量の実施の確保に関すること（電気の取引に関するものに限る。）。

五　エネルギーに関する広報の実施に関すること。

六　エネルギー対策課の所掌に係る事業の発達、改善及び調整に関すること。

七　電気及び電気事業に関すること。

第五十八条を次のように改める。

（石油・ガス課の所掌事務）

第五十八条　石油・ガス課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　石油及び可燃性天然ガス並びにこれらの製品の安定的かつ効率的な供給の確保に関すること（鉱業法の施行に関するものを除く。）。

二　石油及び可燃性天然ガス並びにこれらの製品の輸出、輸入、生産（石油製品及び可燃性天然ガス製品の生産に限る。）、流通及び消費（農林畜水産業専用物品の流通及び消費を除く。）の増進、改善及び調整に関すること（地域経済課の所掌に属するものを除く。）。

三　ガスの安定的かつ効率的な供給の確保に関すること。

四　石油・ガス課の所掌に係る事業の発達、改善及び調整に関すること。

五　ガス及びガス事業に関すること。

第五十九条中「工事検査官、災害査定官」を「総括検査・技術指導官、工事検査官、防災通信官、災害査定官」に、「並びに、港湾空港技術対策官」を「、港湾空港技術対策官、港湾空港事業執行管理官、用地計画官」に、「港湾空港建設課」を「港湾建設課」に改める。

第六十二条第四号中「港湾空港建設課」を「港湾建設課」に改め、同条に次の三号を加える。

五　建設機械類に関する調査及び統計に関すること。

六　前号に掲げるもののほか、建設機械類（港湾計画課、港湾建設課及び空港整備課の所掌に属するものを除く。）に関すること。

七　建設業法（昭和二十四年法律第百号）の規定による建設機械施工の技術検定に関すること。

第六十二条の二中「港湾空港建設課」を「港湾建設課」に改め、同条第七号中「関すること」の下に「（総括検査・技術指導官の職務に属するものを除く。）」を加え、同条第十五号中「（昭和二十四年法律第百号）」を削る。

第六十三条中「港湾空港建設課及び」を「港湾建設課」に改め、「港湾空港技術対策官」の下に「及び港湾空港事業執行管理官」を加える。

第六十四条（見出しを含む。）中「港湾空港建設課」を「港湾建設課」に改め、同条第七号中「及び空港等」を削る。

第六十五条第二十一号中「港湾空港建設課」を「港湾建設課」に改める。

第六十八条中第八号から第十号までを削る。

第七十二条を次のように改める。

（総括検査・技術指導官の職務）

第七十二条　総括検査・技術指導官は、土木工事に関する検査（港湾空港情報管理官の所掌に属するものを除く。以下この条及び次条において「工事検査」という。）を行い、及び工事検査に関する事務を統括し、並びに公共工事に係る土木技術者の養成及び土木技術の向上に関する事務（技術管理課の所掌に属するものを除く。）を整理する。

第七十二条の次に次の二条を加える。

（工事検査官の職務）

第七十二条の二　工事検査官は、工事検査を行う。

（防災通信官の職務）

第七十二条の三　防災通信官は、大規模災害時に備えた防災通信設備の整備、災害時の通信回線の確保及び地方公共団体との調整、並びに直轄事業の電気通信設備工事（港湾計画課、港湾建設課及び空港整備課の所掌に属するものを除く。）に関する検査を行う。

第七十四条の次に次の一条を加える。

（港湾空港事業執行管理官の職務）

第七十四条の二　港湾空港事業執行管理官は、開発建設部の所掌事務のうち、港湾等の整備及び保全、空港等に関する国の直轄の土木施設の整備並びに港湾等及び空港等に関する国の直轄の事業についての入札契約手続きに係る技術的審査に関する事務をつかさどる。

第七十五条中「直轄工事」を「直轄事業」に改め、同条を第七十五条の二とし、同条の前に次の一条を加える。

（用地計画官の職務）

第七十五条　用地計画官は、命を受けて、直轄事業に係る土地等の買収及び寄附並びにこれに伴う地上物件の移転等に伴う損失補償に係る重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を整理する。

第八十条を第八十条の二とし、第七十九条の次に次の一条を加える。

（技術調整専門官）

第八十条　技術管理課に、技術調整専門官一人を置く。

2　技術調整専門官は、命を受けて、直轄事業に係る入札及び契約の制度の技術的事項その他の直轄事業に関する技術及び管理の改善に関する事務であって、二以上の課に共通するものに関すること並びに直轄事業（港湾計画課、港湾建設課及び空港整備課の所掌に属するものを除く。）に係る入札及び契約の技術的審査に関すること並びに公共工事の品質確保に関する法律（平成十七年法律第十八号）の規程に基づく施策の実施に関する重要な事項をつかさどる。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

○内閣府令第三十三号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第八章第一節の規定及び公正取引委員会事務総局組織令（昭和二十七年政令第三百七十三号）を実施するため、公正取引委員会事務総局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十四年四月六日

内閣総理大臣　野田　佳彦